

鴨川市観光業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第50号

鴨川市観光業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市観光業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示（平成17年鴨川市告示第81号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

「

別表中	5 鴨川街路灯協会補助金	街路灯の維持及び管理に要する経費に対する補助	を
	6 天津街路灯協会補助金	街路灯の維持及び管理に要する経費	
	7 小湊街路灯協会補助金	街路灯の維持及び管理に要する経費	
	8 その他観光振興事業	その他の事業等による観光振興に要する経費	

」

「

5 天津街路灯協会補助金	街路灯の維持及び管理に要する経費	に改める。
6 小湊街路灯協会補助金	街路灯の維持及び管理に要する経費	
7 その他観光振興事業	その他の事業等による観光振興に要する経費	

」

附 則

この告示は、公示の日から施行する。